

赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱

平成18年12月19日

告示第114号

(目的)

第1条 この告示は、赤磐市が発注する建設工事等から、集团的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織(以下「暴力団」という。)を排除するために必要な措置を講ずることにより、建設工事等の適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び測量業務、土木関係コンサルタント業務、建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務その他建設工事に関連する業務、庁舎維持管理業務及び物品調達業務をいう。
- (2) 有資格業者 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により建設工事等に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合は役員(非常勤役員を含む。)及び支配人並びに支店、営業所等の代表者を、個人の場合は支配人及び支店、営業所等の代表者をいう。
- (4) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に定める団体)をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団の構成員、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者、その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者で、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者をいう。
- (6) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、当該措置要件についてそれぞれ同表右欄に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名停止するものとする。

2 有資格業者のうち協同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等組合(以下

「組合等」という。)を前項の規定により指名停止するときは、当該組合等の構成員のうち有資格業者についても、当該組合等の指名停止される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止するものとする。

- 3 組合等の構成員のうち有資格業者を第1項の規定により指名停止するときは、当該組合等についても、当該有資格業者の指名停止される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止するものとする。

(情報の確認)

第4条 市長は、警察等捜査機関(以下「警察等」という。)からの通知以外の方法により、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、文書により警察等に確認を求めるものとする。

(指名停止の決定)

第5条 市長は、警察等からの通知又は前条の規定による確認により、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに赤磐市建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱(平成17年赤磐市告示第92号)に定める赤磐市入札参加資格審査会(以下「資格審査会」という。)の審議に付させなければならない。

- 2 市長は、資格審査会の審議の後、指名停止の可否及びその期間を決定するものとする。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、前条の規定により指名停止の決定をしたときは、速やかに当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約からの除外)

第7条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(下請負等の禁止)

第8条 市長は、指名停止を受けた有資格業者が、指名停止期間中、建設工事等の全部若しくは一部を下請負、若しくは受託し、又は契約保証人となることを認めないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名の停止処分より前に下請し、若しくは受託し、又は完成保証人となった場合はこの限りでない。

(関係機関への協力要請)

第9条 市長は、この告示に基づく措置を実効あるものとするため、関係官公庁及びその他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(工事妨害の際の措置)

第10条 市長は、建設工事等の受注業者から、暴力団関係者により工事の妨害を受けた旨の申し出を受けたときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、受注業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第5条関係)

措置要件	停止期間
1 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が有資格業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から12月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの間
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から1月以上12月以内
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等の供給をし、又は便宜を図るなど、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	同上
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	同上
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	同上
6 受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に届出なかったとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内